

会 議 録

審議会 of 名称	令和6年第3回桶川市公共下水道事業審議会
事務局	都市整備部下水道課
開催日時	令和6年11月19日（火） 午前10時00分から11時40分
開催場所	桶川市役所 3階 会議室303・304 若宮污水中継ポンプ場
出席者氏名 （委員）	■ 1号委員：作山 康 白根 勉 檀原 武 ■ 2号委員：糸井 政樹 ■ 3号委員：日野 努 ■ 4号委員：岩崎 允子 小川 圭一 木村 尚之 吉田 洋子 （各号委員ごとに五十音順）
欠席者氏名 （委員）	■ 2号委員：仲又 清美
事務局職員	都市整備部：瀧本部長 朝香副部長兼都市計画課長 高木副参事 下水道課：稲橋技監兼下水道課長 飯島副課長 天野係長 高橋係長 玉置技師
事務局補助	なし
会議の公開	☒ 可 ・ ☐ 不可

傍聴者数	なし
議 題	(1) ウォーターP P Pについて (2) 現場視察【若宮汚水中継ポンプ場】
決定事項	

審 議 会 経 過

発言者	発 言 内 容
事務局	1 開会 定刻になりましたので、ただ今から『令和6年第3回桶川市公共下水道事業審議会』を開会いたします。 私は、司会を担当させていただきます下水道課の飯島と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。 本日はお忙しい中、審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。 はじめに、お手元の資料の確認をお願いいたします。 一つ目はまず次第です。次に右上に資料1と書かれたものです。次にスライド説明用の冊子、カラーのもので、次にまたカラーのもので、第2回埼玉デザインマンホール人気投票のチラシがございます。以上の4点になりますが、不足がありましたら事務局までお申し出ください。 よろしいでしょうか。
事務局	それでは、『会議』に入らせていただきたいと思います。 審議会条例第5条第2項の規定では、『会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。』とされております。 本日は、全委員10名のうち、9名の委員にご出席いただいておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。 また、仲又委員は、欠席とのご連絡をいただいております。 なお、審議会条例第5条第1項の規定に基づきまして、ここからは作山会長に議長として進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
会長	それでは、議長として進行を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。着座にて進行させていただきます。 まず初めに皆様にお諮りします。本審議会は、条例第5条により原則公開ですが、会議の進行に著しい支障が生じることが明らかであると審議会が認めるときは、この限りではないとなっております。本日の審議会は、公開ということでよろしいでしょうか。 【全員了承】 ご異議がないようですので、本審議会は公開とすることに決めます。 次に傍聴人について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局	審議会条例第5条第4項に規定する傍聴人はございません。
会長	2 議題等 はい。それでは、早速、次第2『議題等』に順次入らせていただきたいと思います。 今日は特に重要な審議というよりは勉強会。ただ、今後重要になる内容なので、説明をしっかりと聞きたいと思います。 はじめに（1）『ウォーターPPPについて』事務局から説明をお願いします。
事務局	【説明】 「ウォーターPPPについて」 【スライドを使用し説明】
会長	ただいまの説明に関しまして、ご質問などがある方は挙手をお願いいたします。 はい、どうぞ。
委員	あの質問はもう、今の話を聞くといくつしても足りないかな、というところなんですけど、かいつまんで質問させていただきます。今までの審議会で、利益が出るような事業ではないということから、一般会計からも繰り出しが出て、下水道料金も今回上げたということになっているわけですね。それからPPPということで、私だけかもしれませんがいきなりそういうお話をお聞きしたんで、面食らっているところなんですけども、まず先程もちっと説明がありましたけれども、こういう会社がはたしてあるのか、受けてくれるところですね。 それから、この規模は、例えば、桶川の中だけで一つの企業体でやっていただくのか、それとも終末処理場がありますから、その辺の一緒にやっける自治体と一緒にあって、その企業さんをお願いをする可能性があるのかってところが2点目です。 それから、上水道の将来っていうのは、これどうなりますかっていうことが3点目。 簡単でいいですよ。桶川の方性っていうのが、今のご説明からすると、PPPの方に動くということではよろしいのかどうかっていうことをまず、聞きたいと思います。
会長	ありがとうございます。 まあ、特に桶川は、上水と下水が切り離れている。ちょっと珍しいというか、他は割と一体ですよ。事業体が別なんですね。その辺も含めて、じゃあ今の質問に対してお願いします。
事務局	私の方からご説明させていただきます。

	1点目の市内に企業はいるのかっていうケースですが、下水道事業は、計画を立てること、あと設計をすること、あと現場の方の工事をする、それと維持管理という大まかに言いますと、4つに分かれております。市内にですね、すべてが1社でできる企業というのはございません。例えば工事ができる業者、維持管理ができる業者はいます。ただ、設計とか計画ができる業者は、桶川市にはおりません。ですので、現在も、市外の業者が受注されております。ただ、今回のウォーターPPPの導入に関しましては、「最低限市内業者は1社以上いないと企業体としては成立しませんよ」という条件を出すように、現時点では考えております。 2点目の処理場なんかとの合同と言いますか、同じ業者が受注する可能性はございます。例えば、A社というのがですね、桶川のポンプ場の維持管理をしている。そのA社が埼玉県処理場の維持管理をしているという業者。現実には今そうっております。ですので、同じ業者が、複数の街のウォーターPPPに参画するっていうことは考えております。 あと3点目の上水道でございますが、桶川市は完全に別団体の桶川北本水道企業団に分かれておりますので、今、現時点では、共同でやるということは考えておりません。ただ、ゆくゆくは、このウォーターPPPの第一期目の10年が終わった第二期目には、桶川北本水道企業団と桶川市・北本市、3者の合併と言いますか、その辺も視野に入れていかなければいけないのかな、と今考えております。ただそういう、地方公共団体の合併というのはですね、非常に時間がかかります。先進事例を見ますと、大体準備期間に5年程かかります。そして我々下水道課の職員が、仮に新しい事業体が桶川北本上下水道企業団みたいになった場合には、我々下水道職員もどちらに所属するのか。桶川市に残るのか、新たな団体に行くのか、というのを選択しなければならないし、給与とか処遇も3者の対応と合わせなければならない。下水道料金も桶川と北本で違いますので、その辺もどういうふうにすり合わせするのか。あと、桶川市の下水道関連の条例を全部廃止にして、新たな上下水道企業団の条例を作らなければならない。あと、上下水道企業団の議会の構成もまた考えなければならない。そういう手続きが非常にかかりますので、第一期目に関しましては、桶川市単独で、まずは進めていきたいなと考えております。令和9年度という近い将来、補助金が頂けなくなりますので、まずはそこに間に合うように桶川単独で動いていく予定でございます。 それと、4点目も今の答えとなりますが、令和5年度6月にですね、急に国から発表がありまして、このウォーターPPPに関しましては、下水道業界に激震が走りました。とんでもないことを国が言い出した、ということで桶川だけでなく流域5市、熊谷、行田、鴻巣、北本、桶川。来年度から、ウォーターPPPの可能性調査と言いついて、実施できるのかどうかを、来年度からやるのは桶川以外だと、熊谷と鴻巣が今その予定で進めております。行田も近々方
--	--

	針を決めると聞いていますが、北本だけはまだ全く何も決まってないという状況でございます。 以上でございます。
会長	ありがとうございます。
委員	ありがとうございました。 あの、私だけいくつも質問してもしょうがないので、今まで市がやってたことを、民間にお願いしてもそうは簡単にいくような、そういうような企業ではないと思いますので。そうするとこの、官民一帯になった将来も、一般会計からお金をこう繰り出して充当していかなくてはならない事業となるのか、っていうのが1点と、それから今ご説明の中で、市内業者1社以上というところですけども、なんかこういう大きな事業ですと、イメージ的には本当にこういうことができる大企業がドンと入ってきて、そこに細かい仕事を市内業者さんに一緒にやって分けてというイメージになるのかな、というところなんですけれども、その辺は先進事例があるかどうかわからないんですけども、どうかというところの2点だけ教えてください。お願いします。
会長	事務局お願いします。
事務局	最初の1点目のですね、一般会計からウォーターPPPを導入した暁の一般会計の繰り出しでございますが、総務省の操出基準に基づいて繰り出しをいただいておりますので、ウォーターPPPに移行しても、一般会計は繰り出しの負担をしななければならないってことになっております。 あと、2点目のですね、市内業者1社以上は私の考えですが、今現在では1社以上って考えているんですが、今後ですね、可能性調査の時に市内業者全社に声をかけます。おたくは参画できますか、という形で進めていきたいと考えております。あと、先進事例としましては、大企業が頭に立って、市内業者が協力してくるっていうケースもありますし、ある程度の中堅業者が固まっているとかですね、場所場所ごとに事情が全然違いますので、一概に言えませんが、大体親企業になるのは、それなりの企業規模があるところが多く感じております。 以上でございます。
会長	はい、ありがとうございます。他にどうでしょうか。はい、どうぞ。
委員	それでは1点だけですけども、まあ、本来あの私たちの下水道事業審議会という中では、下水道の使用料の適正化ということにおいてですね、皆さんいろいろと協議をしてきた。で、一番やっぱり関心があるのは、プロフィットシェアということで、本当に経済的に優位になる、安くなるんだ、という維持管理を含めてですね、国からの補助金

	がなくなっちゃうということになると、これを採用した方がそのまま採用しないでいくよりは、安くなるのかなと。でもどの程度、たぶん試算とかしてないんでしょうけども、いろんな今までの文献とか情報の中で、ウォーターPPPを採用することによって、どの程度安く効率的になるのかっていうのが分かってましたら、教えてください。
事務局	まだ全然始めてない状況なので、感覚的な話で申し訳ございませんが、例えば設計を一路線ごと、一地区ごとに出してる状況でございます。例えば一地区が1000万円の設計があります。でも全部の地区でやると1000万×100地区あったら、10億円。でも、一個ずつ出すと経費が掛かりますので、経費分だけまとめて一回で出した方が安くなる、仕組みとしましては。その辺を考えると、まだ本当に私の感覚的な話ですが、5%くらいはトータルとして安くできるのではないのかなと考えております。 以上でございます。
会長	ありがとうございます。仮に5%だったとしても、必ずしもその5%が表に出るというわけではなくて、全体としてやっぱり下水道事業そんなに儲かっていれば、市がやっているはずなので。これ、一番最初話し合ったように、人材不足。これは日本全体そうですよね。圧倒的に特に土木職来てくれないわけですよ。これは全国的な問題で、人が足りないっていうところが一番大きな原因なんですね。だから民間にお願いするんですよ。民間だって人がいないんですよ。ただ、民間だと、これね、この事業ってなくならないんですね。だから安定的な業務については、民間は手挙げます。あとは、それがどれくらい収益が上げられるかということで。もう一つは契約の問題があって、先ほど一般会計からの充填みたいなのは、まあ基本的にはこれも契約ですよ。例えば、指定管理なんかでコミュニティバス。今年なんかでは、今5ルートやってますけども、ちょっと正確ではないかもしれませんが、1ルートあたり1500万か2000万までの赤字が認められれば、それは市が支援しますよ、みたいな。だから限度額とかね、そういう契約のやり方もあると思うんですよ。だから、全部とにかく何でもかんでもお任せします、みたいなふうにするのか。でも原則通りそれやりますってのもそうでしょうし。あともう一つ、指定管理者制度でよく問題になっているのは、これノウハウは蓄積できないんですよ。よくあるのは、指定管理者の中で、ふじみ野市のプール事件がありましたけれども、全部100%外に出しちゃったんで、チェックができなかったんですね。どこがポイントで何が大事か、何がリスク管理なのかというのが分からなくて、言いなりになるんですよ。これ100%外に出すと「電気代非常に上がったんで値上げさせてください」と一緒なんですね。こっち、コントロールできませんもんね。いやいやいや、そこ圧縮すればできるじゃん、って言う人がいないわけですね。だからリスク管理の部分をどうするか。だから、公社ある

いは第3セクター、また市の人材が入って共有、あるいは公務員で出向というのもあると思いますけども、なにかリスク管理のための人材育成をちゃんとやっておかないとまずいのかなっていうふうに、これは私の個人的に言っているんですけど、というようなことになっています。

それと、ほんとPPPは難しくてですね、簡単じゃないんですよ。先ほど、糸井委員からね、何で行政でも儲からないのにね、儲からないというか、値上げしなくちゃいけないのにとこのに関しては、民間はやっぱりね、スケールメリットを生かすっていうことと、給与を下げるんですよ。おそらく公務員よりも仕事の量をこなさせる。そうやって結果として安くこき使う、っていうのは変かもしれませんが、それでどうにかなるみたいなのが、構造的にはある。だから役所ってある意味のんびりしている部分があって、まあそれは適正だと思うんですけど、民間はもっともっと仕事させるというような構造があるので。でもそれがスケールメリットというところで工夫しなさい、あるいはアイデアで工夫しなさいっていうことなのかなと。

もう一つ、今日見学するポンプ場ですけどね、ここですぐこんな発想はしないと思いますけども、駅近ですし立地いいしね、例えば、私が東京都の下水道事業のPPPを15年ぐらい前、東京都はすべての公共施設で金儲けられるところは儲けろ、としてですね、芝浦の下水処理場、あの品川の近くの。水再生センターのところですけども、あれまだ臭いんですよ。蓋全部取ってるんですけど。ただ駅に近いので、割と上空余ってるので、あれの一体都市計画を民間に提案させろって。僕は都市計画専門だったんで、民間の前で説明して一体都市計画。あれ一部なんですけど、下水処理場ですよ。だって品川駅に近いので、下水処理場の上、定期借地。たしか50年か60年の定期借地で、超高層ビルのオフィスビル建てて、上を公園みたいにしてますけども。東京都はあれで60億かなんか入って、まあ年間だから1億以上ですかね。という、とんでもない経営を東京都は委託とかにするんですけども。というのをポンプ場でもね、そこをオフィスビル作って空いてるところでね、一体都市計画ですよ。それで収益をさせてくださいみたいなこと。PPPってのは、やっぱり公民連携なので、そういう元々儲からないものを儲かるようにしてください。かつて消防署にコンビニあったらいいよね、みたいな話がありましたよね。あれに近い部分をPPPっていうのはまさにそういうものを認めますか、みたいな。まあ今回は、そこまでは考えてないと思うんですが。将来的にそうでもしないとやはり公共事業、下水道事業というのはなかなか儲からない。だからそういう可能性をどんどんこれから、ほんと今は分からないので、そういうことも考えていくのかなというふうに思いました。すいません私ばかり。

他に何かご意見・ご質問ありますか？よろしいですかね。

まあ、今日すぐ決めるわけではないので、しかもこれ長い時間かけて実施するんですよ。

事務局	はい。
会長	先進事例なんかも調査して、数年かけて本当に一部なのか、どういうやり方をするのかも含めて、慎重に検討するということですよね。 まあ、今日は勉強会ということで、今日全部分かるわけじゃないので。 それでは、次に、(2)『現場視察【若宮汚水中継ポンプ場】』について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【説明】 「若宮汚水中継ポンプ場について」 【スライドを使用し説明】
会長	ただいまの説明に関しまして、ご意見とご質問、ございますでしょうか。よろしいですか。 ご質問等もないようなので、これで、本日の会議室での会議は終了とさせていただきます。 なお、議事録の確認は名簿順となりますが、仲又委員が欠席の為、日野委員と小川委員になりますので、よろしくお願いいたします。後日、事務局より議事録の案が郵送されますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。 これをもちまして、議長の職を解かさせていただきます。
事務局	3 連絡事項 作山会長、ありがとうございました。 本年の審議会は、本日をもって終了となるため、現場視察の前ではございますが、来年のスケジュールについて、説明いたします。 資料1をご覧ください。 令和7年は、「社会資本総合整備計画事後評価」を議題とし、審議会を開催する予定でおります。 開催時期は、令和7年10月頃を予定しております。 開催時期が近づきましたら、事務局から日程調整のご連絡をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。 次に、第2回 埼玉デザインマンホール人気投票のチラシをご覧ください。下水道事業のPRのため、埼玉県が実施しています。チラシの裏面に記載した桶川市の2種類のデザインマンホールもエントリーしていますので、委員の皆様も投票にご協力をお願いいたします。 続いて、現場視察の注意点を説明させていただきます。 ポンプ場の敷地内は、車を停めることができない為、徒歩で向かい

	ますが、歩いて7分ほどの距離となります。 また、お手元の荷物は、この会議室へ置いたままでも構いませんが、貴重品はお持ちください。ポンプ場から直接帰宅される場合は、荷物をお持ちいただきますようお願いいたします。 現地での視察時間は、30分ほどの予定で考えております。 このあとトイレ休憩をはさみまして、11時05分に、この会議室を出発とさせていただきます。 以上で、説明を終わらせていただきます。
	【現場視察】 「若宮汚水中継ポンプ場」
事務局	4 閉会 以上を持ちまして本日の桶川市公共下水道事業審議会を閉会いたします。 委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

以上